

るといったようなことが一番、そのようにやはり努力はしたいと思いますが、あるいは四月一日の時点で、そういう理由から何名かの欠員が出てくる、そんなことも考えられますので、あわせて実情を一応報告させていただきます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。

最後の採用の問題なのですけれども、例えば、今私がかかっているところなんかでも、非常に人手不足、採用が難しいという形で、実際に学生援護会、その他のリクルートの専門業者に伺っても、例えば一人当たり四百万というような形ぐらいのリクルート費用はかかってくるのだというようなことをおっしゃるわけです。例えば私がかかわっている生協なんかでも、本年は一人頭三十万で済んだという話になって、大変結構でしたなんて言われるのですが、現実には、今の市の予算の中ではそういう形が不可能かもしれないけれども、きちんとした相当な投資をしない限りは、やはり人材は確保できないというような形の頭の切り換えをしていただかないと、役所だから出せば来るのだというところでは、あらゆる意味で時代が変わってきていると思います。ぜひ職員採用に関しましては、行政を円滑にするためにも決定的なことだと思いますので、これはお答えしなくて結構ですけれども、今後、予算を考えるようなことまで含めて、リクルートに——リクルートというとなぜいかに、採用に関しては対処を取っていただくように要望して終わりたいと思います。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第百十五号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十五号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま総務委員会に付託いたしました議案第百十五号は、閉会中の継続審査とすることに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十五号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第九 議案第百十六号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第百十六号、福生市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

本案につきましても、組織機構の改正をお願いすることに伴い、定数上の変更をお願いを申し上げます。要が生じましたところから、さきの組織条例と同様、急遽ここに提案させていただくことになりました。何とぞ、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

今回の改正は、先ほど御提案申し上げました福生市組織条例の改正に伴いまして、十四人の職員の増員をお願い申し上げなければならぬことになりました結果、職員定数につきましても、現行の条例定数につきまして変更する必要がありますので、ここに提案申し上げます。

この職員定数の定め方につきましては、特段の定めとか、指針というものはございませんが、当市における従来からの職員定数に対します慣例的な考え方に倣いまして、組織改正後に予定しております配置職員の予定実数に対し、五％程度の幅をもちまして算出した数値により提案させていただいております。

具体的には、恐れ入りますが、お手元に御配付の資料、新旧定数比較及び組織改正に伴う配置予定案をご覧いただきたいと存じます。市長部局につきましては、改正案の配置実数の三百二十一に対する五％は一六人となりますので、この数値を、また教育委員会の事務局及び教育機関につきましては、配置予定



数の百十六に対する五％が六人となりますので、この数値をそれぞれ配置実数に加算いたしましたして、新たな定数といたしております。この結果、現行定数との差は、市長部局におきまして二十七人、教育委員会事務局において七人となっております。このほかの議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局につきましましては、今回定数上の変更はございませんので、現行のままの定数となっております。

なお、資料の表中、定数外職員として現行の四人が七人になっておりますが、これは今後三多摩廃棄物法域処分組合及び多摩東京移管百周年記念事業の事務局であります多摩TAMAMAYUへの派遣が予定されますことと、職員の休職がありますことから三人増加となっております。

それでは改正条例の内容につきまして御説明申し上げます。本条例は、市の各部局の職員定数をまとめて定めておりますので、ここで関係の各部局につきまして、職員定数の変更をお願い申し上げます。第二條におきましては、各部局別の職員定数を定めておりますが、その第一号におきまして、市長部局の職員定数につきまして、現行の三百十人を三百三十七人に改め、同項第三号におきましては、教育委員会の事務局、及び教育機関の職員定数の現行百十五人を百二十二人に改めまして、職員定数の合計を四百四十二人から四百七十六人にいたそうとするものでございます。

なお、付則におきまして、この条例の施行を平成四年四月一日からいたしたく規定いたしております。今回、この改正をお願い申し上げますことによりまして、職員定数の枠が現行より広がることとなりますが、安易な増員は避け、目下予定をしております配置実数をもちまして完了いたしてまいります。

また、今後の行政需要の増大に対応するために、職員の増員の必要が出てまいりましたときには、議会とも十分御相談申し上げますが、慎重の上にも慎重を期してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 今、説明を受けました、例えば地方自治体ですから法と条例にのっとり運営されては、当然でありまして、我が市におきまして、定数条例内で執行されているという形につきましては、法と条例にのっとりた運営という形で正しいものだと思いますけれども、今の部長の説明の中で五％というふうにおっしゃっていただければ、多分今までの定数改正のたびに同った数字ではないかと思えますけれども、例えば巷間いろいろ聞くところでは、条例よりオーバーする数の職員がいたりなんかということでございちゃございちゃしているわけで、我が市においてはさっき言ったような形だと思えますけれども、この五％というのは何か決まりがあつて、一度聞いておきたいと思つたのですけれども、その点今ちょっと伺つておきたいと思うのですが。

○助役（浅見裕康君） 今、御指摘をちょうだいしたわけでございますが、確かに五％というのはどこにも規定はございません。例えば予備費をば三％というふうなことで、従来からそういう一つの事務レベルの認識ということになりますか、そういう形で予算編成もさせておいていただきまして、実はずうっと昔の話ですが、こういった組織の見直しをした時点で、たまたま担当の係長をしておりまして、当時地方課とのいろいろな調整をした中で、いろいろな知識を得るために指導をいただいた経験がございます。その時点で、一応定数というのは、実数に対します大体五％ぐらいが標準であらうと、そのような形では都も取り組んでおりますというふうな実は話をお聞きしまして、それ以後、基本的には定数条例の改正の時点の実数との差においては、大体五％ぐらいを定数の数として議会側の御承認をいただくと、こんなようなことで今回も同じような解釈で御提案申し上げたと、こういうことでございます。したがって、確たる、特に規定などというものではございません。いうなれば、福生市としての定数条例の制定に対します原案の作成に対する考え方であるというふうな御理解をちょうだいできると思つた。以上です。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。福生市の定数条例に関する基本的な考え方だということですが、いたしたいと思つたが、しかし、その根拠のところはずうっと昔、助役が係長時代にということですが、その長い間でも、これらの係数に關してはそんなに変化はしていないのだからというふうな理解をするのと、いいですか。二十年たつても五％だということ、わかりました。とにかく定数内という形で行

っていただきたいということだけでですので、以上にします。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第百十六号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十六号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま総務委員会に付託いたしました議案第百十六号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十六号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第十 議案第百十七号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（教育次長 矢崎茂夫君登壇）

○教育次長（矢崎茂夫君） 御指名をいただきましたので、議案第百十七号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例について提案理由、並びに改正の内容について御説明申し上げます。

初めに提案理由でございますが、先ほど議案第百十五号で企画財政部長から説明がございましたように、このたび行政事務の効率的な運営、市民サービスの向上、さらに輝くまち福生を構築するために、現行組織全般にわたります組織の見直しについて検討を行ってまいりました。その結果、教育委員会事務局の組

織につきましても、一部改正が行われることに伴いまして、本条例を御提案申し上げる次第でございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。ただいま提案理由で申し上げましたように、教育委員会事務局の組織につきましても一部改正されまして、現行の教育次長制を改めまして、学校教育部と社会教育部の二部制とし、学校教育部には庶務課、指導室、学校給食課が、また社会教育部には、社会教育課、公民館、図書館、体育館等が属することになりますので、本条例に規定されております職名及び課の所属について改正を行うものでございます。

まず、第六条第四項の改正規定は、教育次長を学校教育部長に、次の第八条は学校給食課を学校教育部学校給食課に、それぞれ改めようとするものでございます。

なお、付則といたしまして、この条例は、平成四年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており、議案第百十七号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま総務委員会に付託いたしました議案第百十七号は、閉会中の継続審査とすることに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十七号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(赤星行人君) 日程第十一 議案第百十二号 暴力団排除に関する宣言を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(十六番 齋藤 巽君登壇)

○十六番(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第百十二号、暴力団排除に関する宣言についての提案説明をさせていただきます。

最近の犯罪の傾向としては、暴力団が絡む事件が数多く発生しております。土佐の高知での暴力団による抗争事件、近くでは八王子市の発砲事件等々、恐喝、脅迫事件の犯罪がますますエスカレートしております。さらに少年を巻き込んだ覚醒剤の密売等による犯罪も増加しております。また、新たな資金源を求めるため、社会各層に浸透し、その不当な行為はますます悪質巧妙になっております。

このような社会情勢から、今年五月の通常国会で「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が成立し、都議会においても「暴力団の根絶に関する決議」が採択されたところであります。

福生市においても、基本構想にのっとり、健康で幸せな市民生活を守るためのまちづくりを進めていますが、さらに暴力のない明るく住みよいまちづくりを目指すため、「暴力団排除宣言」を行い、関係機関及び市民が一体となって暴力団排除、追放気運を高め、暴力団排除意識の高揚を図られますよう、ここに御提案申し上げた次第でございます。

よろしく御理解くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十二号は、原案のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十二 議案第百十三号 看護婦確保法の制定に関する意見書及び日程第十三 議案第百十四号 看護婦確保における東京都来年度予算に関する意見書の二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

(五番 野口秀世君登壇)

○五番(野口秀世君) 御指名をいただきましたので、本二案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。

本意見書案は、ただいま陳情第三十三号が採択されたことに伴うものであります。

我が国の医療体制の中で、看護婦不足は本格的な高齢化社会等を背景に深刻な社会問題となっており、このため、夜勤を初め長時間労働等により、厳しい労働条件のもとで働いている看護婦の処遇の改善を図り、看護婦にとって働きやすく、魅力ある職場になるような体制づくりや、看護婦養成等の施策が急務となっております。よって国に対しましては、看護婦確保法を早期に制定し、関係予算の大幅増額等の施策を講ぜられるよう要望し、また東京都に対しましては、看護婦確保のため、労働条件の改善のための来年度予算において、大幅増額の措置を講ぜられるよう要望するために、意見書を提出したく御提案申し上げます。

本趣旨を十分御理解賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本二案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十三号及び議案第百十四号の二案について採決いたします。お諮りいたします。

本二案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十三号及び議案第百十四号の二案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十四 陳情第三一十四号 東京都青少年の健全な育成に関する条例の早期改正についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第三一十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。お諮りいたします。

ただいま総務委員会に付託いたしました陳情第三一十四号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって陳情第三一十四号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が三件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出中、陳情第三一九号及び陳情第三一十一号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本二件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る請願第三一一号については、総務委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十六 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から、継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって平成三年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時三十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

赤 星 行 人

議員

須 釜 亮 次

議員

佐 藤 慶 二

議員

林 田 武

議員

荏 原 博

写

福総文発第二千六百十五号

平成三年十二月十七日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

追加議案の送付について

平成三年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第百十五号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 二 議案第百十六号 福生市職員定数条例の一部を改正する条例
- 三 議案第百十七号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例

議案第百十二号

暴力団排除に関する宣言

右の議案を提出する。

平成三年十二月二十日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

提出者	賛成者
齋藤 巽	小野沢 久
	浜中 輝夫
	須釜 亮次
	佐藤 慶二
	松山 清
	東田 正治
	仲村 清信

暴力団排除に関する宣言

暴力団のいない明るく住みよい環境をつくることは住民全員の願いであります。

しかし、暴力団は世論の厳しい批判に挑戦するかのように組織勢力の拡大を進め、新たな資金源を求めて社会各層に浸透し、その不当な行為はますます悪質巧妙化の傾向を強めております。

さらに、その活動は平穏な日常生活や経済活動に重大な脅威を与えるとともに、対立抗争や銃器発砲事件が市民生活を大きく侵害しております。

このような暴力団の存在は、平穏で安全な社会を希求する住民の願いを踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。

よって福生市は、「暴力団のいないまちづくり」を目指し、積極的な活動を展開するとともに、警察のより一層厳しい取り締まりを要請するものである。

右のとおり宣言する。

平成三年十二月二十日

議案第百十三号

看護婦確保法の制定に関する意見書

右の議案を提出する。

平成三年十二月二十日

提出者
賛成者

野口秀世	田村正秋	遠藤洋一	堀川實	村野和一郎	林田武
〃	〃	〃	〃	〃	〃

福生市議会議長

赤星行人殿

看護婦確保法の制定に関する意見書

我が国が迎えつつある高齢化社会と医療内容の高度化、専門化等に伴い、医療機関に従事する看護婦不足は社会的に大きな問題となっており、看護婦の安定的確保が求められている。

しかし、今日の看護婦の労働状況は、慢性的な人手不足と夜勤や長時間労働等の不規則勤務など、厳しい労働条件下に置かれているにもかかわらず、その待遇は十分とはいえず、看護婦確保が困難となり、適切な医療業務の遂行に支障を生じている。

このような状況において、医療業務に必要な看護婦の安定的確保を図るために労働条件の改善や看護婦養成等の施策が急務となっている。

よって、政府においては、看護婦の安定的確保のために、「看護婦確保法」を早期に制定し、関係予算の大幅増額等の施策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成三年十二月二十日

福生市議会議長

赤 星 行 人